

労働災害再発防止対策書（転倒災害用）

整理番号

令和 年 月 日

伊賀 労働基準監督署長 殿

事業場名

事業場の所在地

代表者職氏名

対策策定責任者職氏名

令和 年 月 日発生した下記被災労働者に係る労働災害について、下記のとおり調査並びに再発防止措置を講じましたので報告します。

記

1 被災労働者について

氏名	性別	年齢	役職又は職種	経験	勤続	被災状況	休業見込み日数	障害
	男・女	歳		年	年		日	有・無

*記載注意 被災労働者の経験年数欄は当該役職又は職種に就いた期間を通算して記入してください。
休業見込み日数は、当初の見込みではなく現在把握している見込み又は実休業日数(就労している場合)を記入してください。

2 災害発生業務関連事項について

災害発生所在地	作業場名又は工程名(建設業の場合は工事名)
構内請負事業場は親事業場名、派遣事業場は派遣先事業場名、建設業の請負事業場は元方事業場名	

3 災害発生状況について

*記載注意 本項目は、原因及び対策を検討する上において、基礎となるものであり、災害発生に至った状況をその背景を含め正確に把握し、次の事項に留意の上記載してください。

災害発生時まで被災労働者が行っていた作業の内容。(関係作業、取り扱っていた機械・工具、物質等の状況を含む。)
どのような不安全又は有害な状況が存在したのか。(被災労働者等の行動・位置、資格、取扱物質、機械・設備の異常等。)
どのような災害が発生したのか。(例：高さ5mの屋根から墜落した。プレス機の金型部分に手をはさまれ左手を切断した。)

4 安全衛生管理体制について

(1) 以下の安全衛生担当のうち選任しているもの全てに☑をつけてください。 安全管理者 衛生管理者 安全衛生推進者 安全推進者
(2) 以下のうち実施しているものに☑をつけてください。 安全委員会 衛生委員会 安全衛生委員会 その他(関係労働者の意見を聴くための機会を設けている)

5 転倒災害が発生した原因について

原因として考えられるもの全てに☑をつけてください。☑をつけた項目については、改善措置を下記6に記入してください。

1	身の回りの整理・整頓を行っていなかった。通路、階段、出口に物を放置していた。	
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていなかった。	
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていなかった。	
4	転倒を予防するための教育を行っていなかった。	
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用していなかった。	
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していなかった。	
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていなかった。	
8	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていなかった。	

6 災害発生の原因及び今後同種災害を防止するための対策について

上記5の原因、各項目の記入要領、通知文書の裏面等を踏まえ記入してください。(対策については、補足説明として図面、写真等を添付する方法があります。欄に記載しきれない場合は、別紙として添付してください。)

項目 [記入要領]	原因	対策
物的面からの検討 (不安全な状態、作業環境の欠陥) [建設物等に係る設計不良、材料の欠陥、点検整備不良、服装等、物の置き方、作業箇所の欠陥、自然環境の危険などについて検討してください。] 上記5の1・2・3・5・7の関係		
人的面からの検討 (不安全な行動) [通行禁止場所の通行、通路等を走った等安全措置の不履行。不安全な放置、危険な状態を作るなどについて検討してください。] 上記5の1・2・5の関係		
管理面からの検討 [管理組織の欠陥、作業手順、作業方法等の不備、教育・訓練の不足、監督指導不足、ヒヤリハット・KY・5S活動状況、健康管理などについて検討してください。] 上記5の4・6・8の関係		
その他上記に分類されないもの [被災時における状況に止まらず労働者の被災までの勤務形態(時間外労働、休日出勤が何日も続いていた等)精神面の不安定要因(仕事への悩み、家族への心配事、病気など)についても検討してください。]		

被災した作業に係るリスクアセスメントの実施の有・無 リスクアセスメントを実施している場合は、リスクアセスメント結果シートを添付してください。 リスクアセスメントを実施していない場合は、すみやかに実施してください。	有 ・ 無
---	-------

本項目は、当該災害を調査した結果から、被災労働者及びその他災害に関係した者の不安全な行動、関係する機械・設備、道具又は建設物等の不安全な状態、安全衛生管理上の問題点等について広く関係者(親事業場又は元方事業場を含む。)の意見を聴く等により検討し、あらゆる側面から考えられる全ての原因を洗い出し、挙げられたそれぞれの原因に対してそれを排除するため、それぞれの対策を樹立してもらうものであります。

検討の結果について「労働者の不注意による」など、被災労働者のみにその要因があると認められる事案はほとんど無いものと考えられます。このように考えられた場合には、当該労働者に対する安全衛生教育の状況、毎日の運動、上司からの指示、靴、使用道具などの形状等の適否について再検討を行ってください。

なお、対策の内容によっては、直ちに実施する事項、一定の期間をもって計画的に取り組むものがありますので時期を逸することなく有効に取り組んでください。また、親事業場又は元方事業場が行う対策についても記載してください。